

協議第20号

子ども未来関係事業について（その2）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年2月24日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 乳幼児医療費助成については、自己負担に関する制度（自己負担なし）は、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法は、合併に熊本市の例（現物給付と償還払いの併用）に統一する。
- 2 保育料については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

平成21年3月27日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議項目事業一覧(20 子ども未来関係事業)

事業項目	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
1 保健衛生事業の取扱い						
	01	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	02	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	03	歯科保健推進事業	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
2 各種福祉制度の取扱い						
	01	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	02	保育所特別保育事業(1)・(2)	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	03	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	04	母親クラブ補助金	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	05	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	第4回	第5回○承認	
	06	保育料	子ども未来部会	第4回	第5回○承認	
3 教育関係事業の取扱い						
	01	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	02	青少年育成会議	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	03	青少年健全育成事業	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	04	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
	05	公立幼稚園保育料等	子ども未来部会	第3回	第4回○承認	
保健衛生事業の取扱い						
		妊婦健診	子ども未来部会			
		健康相談(母子保健)	子ども未来部会			
		母子健康手帳交付等	子ども未来部会			
		乳幼児経過観察健診	子ども未来部会			
		食生活改善事業(食育推進ネットワーク連絡)	子ども未来部会			
		健康教育(母子保健)	子ども未来部会			
		1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会			
		訪問による支援等	子ども未来部会			
各種福祉制度の取扱い						
		児童虐待防止	子ども未来部会			
		母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会			
		母子生活支援施設への入所	子ども未来部会			
		次世代育成支援行動計画	子ども未来部会			
		保育所関係書類	子ども未来部会			
		保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会			
		保育所の定員管理	子ども未来部会			
		子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会			
		文書配布事務委託費	子ども未来部会			
		ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会			
		助産施設への入所	子ども未来部会			
		エンゼル基金助成事業	子ども未来部会			
		雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会			
		子育てボランティアの育成	子ども未来部会			
		病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会			
		子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会			
		障がい児療育相談事業	子ども未来部会			
		城南町母子会補助金	子ども未来部会			
		次世代育成支援対策施設整備補助金	子ども未来部会			
		社会参画支援事業	子ども未来部会			
		児童ふれあい交流促進事業	子ども未来部会			

教育関係事業の取扱い

社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会			
幼稚園機械警備関係	子ども未来部会			
幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会			
幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会			
就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会			
幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会			
幼稚園健康診断関連	子ども未来部会			
幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会			
幼稚園交通教室他	子ども未来部会			
幼稚園安全経費	子ども未来部会			
幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会			
幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会			
家庭教育推進事業	子ども未来部会			
青少年活動支援事業	子ども未来部会			
幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会			
学校・地域連携推進事業	子ども未来部会			
子ども文化会館管理運営	子ども未来部会			
勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会			
青少年センター管理運営事業	子ども未来部会			
児童館管理運営経費	子ども未来部会			
幼稚園給水関連	子ども未来部会			
幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会			
延長保育(幼稚園での預かり保育)	子ども未来部会	次回以降提案		

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	05 乳幼児医療費助成
------	----------	------	-------------

協議内容	自己負担及び支給方法の取り扱いについて
合併協議会協議結果(調整方針)	自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。ただし、支給方法については、合併時に熊本市の例(現物給付と償還払いの併用)に統一する。

制 度 比 較																						
	熊 本 市	城 南 町																				
市 町 別 内 容	1.対象者 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であって熊本市に現に居住している乳幼児。	1.対象者 国民健康保険法又は社会保険法による被保険者または被扶養者であって城南町に住所を有する乳幼児。(義務教育就学前)																				
	2.自己負担	2.自己負担																				
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">保険診療内容</th> <th style="width: 35%;">無 料</th> <th style="width: 35%;">500 円負担</th> </tr> <tr> <td>医科</td> <td>2 歳まで</td> <td>3 歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>4 歳まで</td> <td>5 歳～就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> <td style="text-align: left;">\</td> </tr> </table>	保険診療内容	無 料	500 円負担	医科	2 歳まで	3 歳～就学前まで	歯科	4 歳まで	5 歳～就学前まで	保険薬局	就学前まで	\	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 30%;">保険診療内容</th> <th style="width: 70%;">無 料</th> </tr> <tr> <td>医科(入院・通院)</td> <td>就学前まで</td> </tr> <tr> <td>歯科</td> <td>就学前まで</td> </tr> <tr> <td>保険薬局</td> <td>就学前まで</td> </tr> </table>	保険診療内容	無 料	医科(入院・通院)	就学前まで	歯科	就学前まで	保険薬局	就学前まで
	保険診療内容	無 料	500 円負担																			
	医科	2 歳まで	3 歳～就学前まで																			
	歯科	4 歳まで	5 歳～就学前まで																			
	保険薬局	就学前まで	\																			
	保険診療内容	無 料																				
	医科(入院・通院)	就学前まで																				
	歯科	就学前まで																				
保険薬局	就学前まで																					
※500円負担・・・1医療機関ごとに1ヶ月につき(入院・通院別、旧総合病院では科目ごと)																						
3.支給方法 現物・・・市内の医療機関で診療を受けた場合 償還・・・①1ヶ月に一つの医療機関で入院通院別で一部負担金が21,000円以上のとき。 ②市外で診療を受けたとき。 ③育成医療及び小児慢性特定疾患に係る一部負担金。 ④治療用装具に係る費用で保険者が保険給付を認めた場合の一部負担金。	3.支給方法 償還払い																					
4.償還払いの方法 ・乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付(レシートは不可) ・診療日の翌月より1年間請求可 ・支払いは口座振込(郵便局以外の口座)	4.償還払いの方法 ・乳幼児医療費助成申請書に病院から証明又は領収書添付(レシートは不可) ・診療月の翌月より1年間請求可 ・支払いは口座振込(郵便局以外の口座) ・利便性向上方策による、請求手続き簡素化の実施。(県実施要領による)																					
5.償還支払い日 毎月、月末締め翌月20日支払い	5.償還支払い日 毎月末締め、翌月末支払い(最後の週の火曜・金曜)																					
	次頁へ続く																					

	<p>6.所得制限 なし</p> <p>平成 17 年度決算 1,026,862 千円 平成 18 年度決算 1,028,743 千円 平成 19 年度決算 1,414,036 千円</p>	<p>6.所得制限 なし</p> <p>平成 17 年度決算 17,699 千円 平成 18 年度決算 18,167 千円 平成 19 年度決算 23,932 千円</p>
<p>相 違 点 と 課 題</p>	<p>助成内容の相違(熊本市は医科3歳以上、歯科5歳以上について自己負担有(1医療機関につき1ヶ月あたり500円)城南町は自己負担なし)のため経過措置が必要である。</p> <p>城南町は償還払となっているが、合併後は熊本市同様、現物給付と償還払の併用とする。(経過措置対象外)</p>	

熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	2 各種福祉制度	小項目名	06 保育料
------	----------	------	--------

協議内容	保育料金額の調整方法について協議が必要。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>○保育園数</p> <p>公立 19 園 私立 116 園</p> <p>○広域入所(H20.4.1)</p> <p>城南町へ委託 1 人 城南町より受託 0 人</p> <p>○保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>平成 17 年度決算 2,912,035 千円 平成 18 年度決算 2,954,934 千円 平成 19 年度決算 3,037,203 千円</p> <p>○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 軽減なし</p>	<p>○保育園数</p> <p>公立 なし 私立 6 園</p> <p>○広域入所(H20.4.1 現在)</p> <p>熊本市へ委託 0 人 熊本市より受託 1 人</p> <p>○保育料 ※基準額表 別紙のとおり</p> <p>平成 17 年度決算 115,349 千円 平成 18 年度決算 111,783 千円 平成 19 年度決算 114,021 千円</p> <p>○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 無料</p>
相 違 点 と 課 題	保育料基準額の相違について。	

保育料基準額比較表

参考資料

(単位：円)

国基準額	
3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額
0	0
9,000	6,000
19,500	16,500
30,000	27,000
44,500	41,500
61,000	58,000
80,000	77,000

熊本市						
対象園児数 12,913 (H20.4.1)	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上入 所している者の減 額規定	
	階層 区分	定義				
123	第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	0	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料	
母子等 1,181	第2階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	市町村民税 非課税世帯	4,500		3,000
939						
1,737	第3階層	市町村民税 課税世帯	11,500	8,200		
862	第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額が10,000円未満	10,000円未満	16,000		12,500
2,242	第4-2階層	その所得税の額が10,000円以上40,000円未満	10,000円以上 40,000円未満	25,500		22,000
2,884	第5階層	40,000円以上103,000円未満	40,000円以上 103,000円未満	34,500		29,000
2,455	第6階層	103,000円以上413,000円未満	103,000円以上 413,000円未満	47,000	30,000	
490	第7階層	413,000円以上	413,000円以上	51,000	32,000	

城南町							
対象園児数 584 (H20.4.1)	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		3才未満児 徴収金 基準額	3才以上児 徴収金 基準額	同時に2人以上入 所している者の減 額規定		
	階層 区分	定義					
2	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)	0	0	保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、年長者(該当する児童が2人以上の場合は、そのうち1人)以外の児童は、徴収金基準額の2分の1の額とし、3人目以降の児童については無料		
66	B	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	8,000			
23	C1	A階層及びD階層を除き前年度分の市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割のない世帯) 所得割の額が 5,000円未満	12,000		10,000	
19	C2			所得割の額が 5,000円以上		14,000	11,000
49	C3			所得割の額が 5,000円以上		15,000	12,000
5	D1	A階層を除き前年分の所得税の課税世帯であって、その所得税の額が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	17,000		13,000	
36	D2		3,000円以上10,000円未満	19,000		16,000	
52	D3		10,000円以上20,000円未満	21,000		18,000	
53	D4		20,000円以上30,000円未満	23,000		20,000	
33	D5		30,000円以上40,000円未満	26,000		23,000	
58	D6		40,000円以上60,000円未満	29,000		25,000	
54	D7		60,000円以上80,000円未満	32,000		27,000	
42	D8		80,000円以上103,000円未満	33,000	27,000		
47	D9		103,000円以上150,000円未満	34,000	27,000		
27	D10		150,000円以上250,000円未満	35,000	28,000		
15	D11	250,000円以上413,000円未満	36,000	28,000			
3	D12	413,000円以上	37,000	28,000			

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみます。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 - イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害年金等の受給者
 - ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき市長が認めたもの。

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は、(B)階層とする。

- (1) 配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯
- (2) 次に掲げる児(者)を有する世帯
 - ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 - イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者